

附属物の設置等に係る合意書

1. 賃貸借又は使用貸借当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	住 所
利用権を設定する者 （以下「甲」）	貸付 太郎	大網白里市仏島〇〇
利用権の設定を受ける 者兼転貸を行う者 （以下「乙」）	公益社団法人 千葉県園芸協会 理事長 江波戸 一治	千葉市中央区市場町 1 番 1 号
転貸を受ける者 （以下「丙」）	耕作 次郎	大網白里市大網△△－△

2. 附属物の設置等を行う土地の表示

土 地 の 所 在				地 目		面 積 (㎡)	備 考
市町村	大字	字	地 番	登記簿	現 況		
大網白里市	大網	〇〇	101	田	田	1000	
計			筆			1000	

3. 附属物の設置等の内容、条件

(1) 附属物の種類・内容 : ビニールハウス

（附属物の種類のほか、構造、
面積、数量等を記載。詳細に
ついて図面等がある場合は添付）

(2) 附属物の設置者 : 甲 乙 丙
(いずれかに○)

(3) 附属物設置の費用負担者 : 甲 乙 丙
(いずれかに○)

(4) 契約終了時の収去の有無 : 有 無
(いずれかに○)

(裏面に続く)

(5) 収去の時期・条件 : 賃貸借又は使用貸借の終了の日から30日以内とする。
((4) が有の場合) 乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙が当該附属物を収去する義務を負う。
丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

(6) 収去しない場合の費用償還の有無 : 有 無
((4) が無の場合のみいずれかに○)
※費用償還有の場合は、費用等について別途協議する。

甲、乙及び丙の三者は、本書の内容について合意が成立したので、後日のため本書を3通作成し、当事者記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲	住所	大網白里市仏島〇〇	
	氏名	貸付 太郎	印
乙	住所	千葉市中央区市場町1番1号 公益社団法人 千葉県園芸協会	
	氏名	理事長 江波戸 一治	印
丙	住所	大網白里市大網△△ー△	
	氏名	耕作 次郎	印